

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条の規定に基づく情報の公表

令和 2 年 8 月
参議院法制局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 21 条の規定に基づき、参議院法制局における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

《職業生活に関する機会の提供に関する実績》

- 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日の期間内に実施したもの）

総合職	一般職	計
33.6%	29.0%	31.5%

- 職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合（令和 2 年 1 月 1 日時点）

42.6%

- 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 2 年 1 月 1 日時点）

22.2%

- 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 2 年 1 月 1 日時点）

指定職相当	14.3%
課長相当	30.0%
課長補佐相当	42.1%
係長相当	55.6%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

- 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）

	育児休業取得率	育児休業の取得期間の分布状況
男性職員	0%	
女性職員	100%	1 月超 3 月以下：1 人 6 月超 9 月以下：1 人

- 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）

	取得率	合計取得日数の分布状況
配偶者出産休暇	100%	1 日以上 2 日未満：1 人
育児参加のための休暇	100%	1 日以上 2 日未満：1 人
いずれか一方又は両方の休暇	100%	2 日以上 3 日未満：1 人